

事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年10月5日

室蘭市長 青山 剛

記

1. 入札に付する工事の内容

- (1) 入札番号 No. 3
- (2) 工 事 名 地球岬トイレ改修衛生設備工事
- (3) 工事場所 室蘭市母恋南町4丁目83番地3
- (4) 工 期 着手の日から120日間
- (5) 工事概要 地球岬トイレ改修に伴う衛生設備工事
 - ・既存洋風大便器8台更新
 - ・小便器5台、手洗い器4台更新 ほか
 - 上記改修に伴う配管工事など

(6) 入札方法 **電子入札**

この入札は事後審査型制限付一般競争入札参加申請書及び入札書の提出等を電子入札システムを利用して行うものとするため、「電子入札の手続について」を確認のうえ、入札をすること。

2. 入札に参加する者に必要な要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 2023～2026年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に工種「**管工事**」で登録がある者
- (2) (1)の工種における等級格付けが「A」ランクである者
- (3) 室蘭市内に本店を有している者
- (4) 過去10年間（平成28年度以降）に、元請として次に掲げる工事内容の施工実績（共同企業体による施工を含む。）を有し、かつ、元請として次に掲げる工事内容の施工経験（主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者、作業員等として従事した経験であり、共同企業体による施工の経験を含む。）を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること）
 - ・公共工事の管工事
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く。）
- (8) 現場代理人（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）を工事現場に専任で配置できる者（ただし、室蘭市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領の規定に該当する場合には、兼任することができる。）
- (9) この工事の請負金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となった場合には、対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者又は監理技術者（監理技術者を兼任で配置する場合は、監理技術者補佐）を工事現場に専任で配置できる者（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること）（ただし、建設業法第26条第3項第1号の規定に該当する場合には、兼任することができる。）
- (10) この工事に係る下請代金が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となった場合には、建設業法第17条に規定する特定建設業の許可を受け、許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者
- (11) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同企業体の代表者又は構成員である場合を除く。）。
 - ① 資本関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更

生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる特定関係があると認められる場合

(12) 入札参加申請時に室蘭市に提出している建設業経営事項審査の有効期間が開札日から7日以上あること。

(13) 室蘭市において最初に施工した第1号に掲げる工種の工事が「予定価格が250万円未満のものであって、対象工事等と同種、同規模で軽易、簡単な工事については、過去5年間に5件以上公共工事の一次下請け又は民間での元請としての施工実績がある場合を含むことができる。」こととする要件に該当することにより当該工事の制限付一般競争入札に参加し受注した工事である者又は共同企業体の構成員として受注した工事である者が1,000万円以上を予定価格（事後公表）とする入札に参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

① 最初に施工した工事が完成した日から5年以上経過し、かつ、1,000万円未満を予定価格とする又は共同企業体の構成員として当該工事と同じ工種の公共工事を5件（最初に施工した工事を含む。）以上施工すること。

② ①に規定する工事のうち室蘭市発注の工事に関して、その工事の成績評定点の平均点が室蘭市請負工事等施工成績評定要領別表に定める工事施工成績判定基準の普通の欄の評定点以上であること。

3. 入札参加申請書の提出期間、場所等

(1) 入札参加申請書

入札参加希望者は、**事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（第1号様式 単体用）**を提出すること。

(2) 提出期間 令和8年10月6日 9時から 令和8年10月20日 17時まで

(3) 提出方法等

電子入札システムにより「**事後審査型制限付一般競争入札参加申請書**」を提出すること

(4) 入札参加の確認

電子入札システムにより通知する。

(5) 提出書類様式の入手方法

次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<https://www.city.muroran.lg.jp/administration/?content=10364>

(6) その他

申請書の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

5. 図面、仕様書等の閲覧等

図面、仕様書等の閲覧は、次の期間、場所で行う。

(1) 閲覧期間 申請書受付開始日から 入札書提出締切日まで

(2) 閲覧方法 **設計図書ダウンロードシステムよりダウンロード可能。**

<https://www.mudoc-hba.jp/DDD/>

6. 図面、仕様書等に関する質問の受付

図面、仕様書等に関する質問がある場合は、**入札参加申請書提出期限の2日前（土曜日・日曜日・祝日を除く）の17時まで**質問書を各発注担当課（**建築管理課**）へ提出すること。回答は、急を要する場合を除き、原則として書面にて質問者へ通知する。

7. 入札方法について

- (1) 入札書等について
電子入札システムにより提出すること。
- (2) 入札書受付期間
令和8年10月21日 15時から 令和8年10月22日 17時まで

8. 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年10月23日 10時00分
- (2) 開札場所 室蘭市役所本庁舎4階議会第2会議室
- (3) 入札回数は、2回とする。
1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合は、2回目の入札書の提出期限を定め、それまでに入札書を提出するよう入札参加者に通知するものとする。
2回目の入札において予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行う。ただし、最低制限価格以上の入札がない場合は、当該入札を不調とする。
- (4) 開札の立会者について
当該入札に係る入札者のうち開札の立会を希望する場合には、立会を希望する旨を、開札日の前日までに書面にて申し出ること。
開札の立会者は1名以上置くこととし、上記による参加者がこれに満たない場合には入札事務に関係のない職員を立会者として充てる。
- (5) 結果の公表
開札後、落札候補者の入札参加資格審査を行い、落札者が決まり次第速やかに、電子調達（ポータルサイト）に掲載する。

9. 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、落札を保留する。
- (2) 落札候補者となった者は、入札参加資格確認書類を提出すること。
- (3) 入札参加資格確認書類は、次のとおりとする。
 - ① 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式 単体用）
 - ② 配置予定技術者調書（第4号様式 単体用）
※コリンズ等配置予定技術者の同種工事実績がわかる書類を添付すること。（室蘭市発注工事で技術者として従事していた工事の場合は省略可）
 - ③ 類似工事施工実績調書（第5号様式）
※コリンズ、契約書の写し等を添付すること。（室蘭市発注工事の場合は省略可）
- (4) 提出期限は、落札候補者とする旨の通知を受けた日から起算して2日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）とする。なお、提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該者の入札を無効とする。
- (5) 提出方法等
原則、電子メールにより下記アドレス（総務部契約検査課）へ提出すること。
メールアドレス：keiyakukensa@city.muroran.lg.jp
- (6) 入札参加資格審査は、入札参加資格確認書類提出期限の翌日から起算して2日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）に行い、審査の結果、入札参加資格を満たしている場合は、落札者とする。
- (7) 落札候補者が第2項に示す入札参加資格を満たさないと認められたときは、最低価格で入札した者の次に入札価格が低い者から順次審査し、適格者が確認できるまで審査を行う。また、当該落札候補者のした入札は無効とし、入札参加資格を満たさない理由を文書で通知する。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、すでに審査を受けた者を除き、他の入札参加者の資格審査は行わない。
- (8) 入札参加資格を満たさないと認められたことに不服がある者は、前号の通知を受け取った日から起算して3日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）にその理由について書面により説明を求めることができる。
- (9) その他
 - ① 申請書類の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書類は返却しない。

10. 予定価格 事後公表

11. 入札心得等

- (1) 入札書の撤回等
市に提出（到達）した入札書の書換え、引替え又は撤回はできない。
- (2) 入札の辞退

入札書が市に到達した後でも、入札開始までは入札辞退を認める。
入札等を辞退される場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 無権代理人名義のＩＣカードを利用した入札
- ② 一の入札について同一の入札参加者が２通以上の入札書を提出した入札
- ③ 紙参加による入札書に入札者の記名押印がない入札
- ④ 紙参加による入札書の入札金額を訂正している入札
- ⑤ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ⑥ 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて提出（到達）した入札
- ⑦ 明らかに不正によると認められる入札
- ⑧ 工事費内訳書を提出しない者のした入札、工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領の規定による無効となる内訳書を提出したとき、又は工事費内訳書が入札書とともに添付（同封）されていないとき
- ⑨ その他入札に関する条件に違反してなされた入札

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 「電子入札の手続きについて」も確認のうえ提出すること。

12. 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を各発注担当課が指定する様式で作成し、**入札書提出の際に添付（同封）すること。**

※令和８年４月１日以降に公告する工事の内訳書には、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金の記載が必要となります。

- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

13. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額（税込）が２５０万円以上の場合に請求可能（請負代金額の１０分の４以内）
- (2) 中間前金払 前号の前金払を受けた場合に請求可能（請負代金額の１０分の２以内）
- (3) 部分払 適用しない。

14. 火災保険等付保の要否 必要

15. 入札の中止等

- (1) 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
- (2) 落札の日から７日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

16. 最低制限価格の設定 設定する。

（最低制限価格を下回った場合は、当該入札をした者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。）

17. 週休２日工事対象

本工事は受注者希望方式による週休２日工事の対象である。

入札に当たっては**月単位の週休２日工事を前提とした積算**により応札すること。

受注者は、週休２日による施工に取り組む旨を工事着手までに監督員と書面で協議を行い、協議が整った場合に完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日に取り組むものとし、達成状況に応じて設計変更を行う。なお、月単位の週休２日が達成できない場合においても通期の週休２日による施工に努めること。

18. 地元企業の活用について

本工事を受注した場合、室蘭市中小企業振興条例の趣旨に基づき、下請への工事の発注や資材の調達等を行うに当たっては、地元企業の受注機会の増大を図るよう努めていただくようお願いします。